

公取委審判にハイタクフォーラムが支援行動 不当な取引制限に当てはまる行為ではない

(ハイタクフォーラム 全自交労連 交通労連ハイタク部会 私鉄総連ハイタク協議会)

2012年07月27日 公取委第2日審判に出席する新潟の事業者(16社)に対してハイタクフォーラムが支援行動

7月27日、新潟交通圏の運賃値上げに係わるカルテル問題の第2回審判が、霞ヶ関の公正取引委員会で開かれました。審判に先立ちハイタクフォーラム(全自交労連、交通労連ハイタク部会、私鉄総連ハイタク協議会)は、門前で全自交新潟地連、交通労連信越総支部を先頭にして抗議集会を開きました。



新潟の事業者(16社)は、運賃値上げ申請が、北陸信越運輸局指導の下に行われたもので、不当な取引制限に当てはまる行為では無いと全面的に争うことにしています。

今回の審判は、5月21日に公取委が出した答弁書について事業者側が、認否と反論をしました。

公取委門前の集会で、伊藤実ハイタクフォーラム代表は、

このカルテル問題は新潟の事業者だけの問題ではない、企業に働くタクシー労働者の生活に係わり全国に波及するおそれがある事件とし、公取委の不当性を強く糾弾しました。

次々に立った発言者からは、カルテルと判断された経緯を報告し、「タク特法」に基づき新潟の事業者が意思統一を図り、下限の運賃に収斂したものを独占禁止法違反とするのはあまりにも横暴すぎる。新潟の事業者が課徴金を支払えば、しわ寄せはタクシー労働者に転嫁される。公取委は労働者を見殺しにする気か、など声を公取委に向けて上げました。



審判終了後、審判請求をした新潟の事業者団体の代表が集会に合流し、今後も行動をともにしていこうと挨拶しました。

全自交は新潟地連はもちろんのこと、東京地連、埼玉地連、京都地連、大阪地連、兵庫地連、中部地協を代表して富山地連、東北地連が、本部と大阪地連の街宣車を繰り出し、行動に参加しました。

